

八代市立第一中学校PTA慶弔規定

(目的)

第1条 本規定は教職員及び保護者、生徒の慶弔を行い、もって会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 本会は本校の教職員及び保護者をもって組織する。

(運営委員会)

第3条 本会は事業の適正な運営を図るため、運営委員会をおく。

運営委員は次の人員によって構成する。

学校側 学校長・教頭・主幹教諭・教務・事務職員

保護者側 会長・副会長・会計長・総務委員長

(慶弔等)

第4条 本規定の事業として、次のことを行う。

1. 教職員の転退職の場合は役員会にはかり、それ相当の記念品と感謝状を贈るものとする。
2. (親睦) 会員相互の親睦を図るための催しをする。(歓送迎会、他)
3. (結婚) 教職員が結婚した場合は、祝儀として金 10,000 円相当の金品を贈る。
4. (病気・負傷) 教職員が病気(一ヶ月以上)・負傷(二週間以上)のために入院した場合、又はPTA主催の行事等で会員が負傷(二週間以上)した場合は見舞金として金 5,000 円相当の金品を贈る。更に三ヶ月以上引き続き入院した場合は、その都度協議の上、善処する。
5. (弔意) 教職員及び生徒の保護者が死亡した場合は、香典として金 10,000 円及び上限を 15,000 円とする供花を贈り、弔問会葬する。
6. (弔意) 教職員の配偶者及び同居の親族(一親等)が死亡した場合は、香典として金 10,000 円を贈り弔問会葬する。
7. 生徒が死亡した場合は、香典として金 10,000 円及び上限を 15,000 円とする供花を贈り、PTA役員並びに学校代表者で弔問会葬する。
8. (災害) 教職員並びに生徒の家庭に災害(火災・風水害)が生じた場合は、運営委員会で協議の上、事情に応じて見舞金を贈るものとする。

(表彰規定)

第5条 PTA会員または生徒にして、奇特定の行為と認める場合は運営委員会にはかり賞状と記念品を贈るものとする。ここでいう生徒にして奇特定の行為とは文部省、教育委員会が主催または後援する大会で全国優勝あるいはそれに準ずる賞を受賞した場合と、それに匹敵する人命救助等の善行を学校長が推薦した場合の行為とする。

(返 礼)

第6条 会員が第4条に関する贈与を受けても、一切返礼はしないものとする。

(予 算)

第7条 第4条の運営に必要な経費に充てるため、PTA会計に予算を計上するものとする。

(決算報告)

第8条 本会の会計事務を担当する者は、年度末に決算報告を行うものとする。

(修 正)

第9条 本規定は、必要に応じて運営委員の総意に基づき修正することができる。

(協 議)

第10条 本規定以外のもので対策を講ずるべきものについては、その都度運営員会で協議して適切な処置を取る。

(付則)

- (1) 本会則は昭和46年3月8日より実施する。
- (2) 本会則は昭和53年4月8日より実施する。
- (3) 本会則は平成元年4月1日より実施する。
- (4) 本会則は平成8年4月1日より実施する。
- (5) 本会則は平成11年4月30日より実施する。
- (6) 本会則は平成26年2月4日より実施する。
- (7) 本会則は平成27年4月24日より実施する。